

埼玉古墳群の特別史跡昇格に係る行田市内周遊・謎解き街歩き
イベント業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、発注者は委託先候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

埼玉古墳群の特別史跡昇格に係る行田市内周遊・謎解き街歩きイベント業務

2 目的

地域と連携した文化財の保存と継承を進めていくため、文化資源を活用して地域を活性化する手法として、地域周遊型の謎解きを実施し、今後の地域と連携した文化財の保存と継承のモデルとすること。

3 委託業務の内容

(1) 埼玉古墳群及び行田市内を周遊する謎解きの企画・運営

ア 内容

埼玉古墳群及び行田市内を周遊する謎解きの企画・運営を行う。

イ 場所

埼玉県行田市内

ウ 業務の内容

○謎解きイベントのストーリー及びプログラムの制作

プログラムを実施するための各種ツール等の制作や設置を全て含めること。

○参加冊子（謎解き地図）の制作

・A4サイズ（展開A3サイズ） 3万部以上

・部数を含めページ数や用紙の種類・厚さ等、仕様を自由に提案すること。

○ノベルティの作成

発見報告者に対するノベルティを2,000個以上作成すること

【提案事項 ①】

事業目的を踏まえ、謎解きゲームのコンセプトについてご提案をお願いします。

【提案事項 ②】

地域の商店街や学校等と連携して本事業を実施するにあたって、その連携手法についてご提案願います。

(2) 謎解きの広報の実施

ア 内容

事業への参加者を促すため、事業の広報媒体を作成し広報を実施する。

イ 時期

契約期間内

ウ 業務の内容

- 参加者を促進するようなポスターのレイアウトを実施すること
- 参加者を促進するようなチラシのレイアウトを実施すること

【提案事項 ③】

- 参加者数の促進のため、広報手法等についてご提案をお願いします。

(3) その他

ア 本業務に関する打ち合わせ回数

- 4 回以上

4 審査基準

審査項目	審査内容
基本方針	業務の基本方針と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか
謎解きゲームのコンセプト	謎解きゲームのコンセプトについて、行田市内の魅力等を踏まえ、集客が望めるものとなっているか
地域連携	本事業を実施するにあたって、地元との連携の手法について適切に提案されているか
広報手法	参加者数を確保するための広報手法は適切か
業務の監理体制・制作体制	責任者、役割分担等が具体的に示され、発注者の要請に応じて即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行すると認められるか 作業ごとに開始・終了が明確にされ、計画的で無理のないスケジュールとなっているか
国、地方自治体に関する実績	国、地方自治体に関する本業務と同等の企画・運営の実績はあるか
見積金額	事業に必要な経費が、効果的、効率的な実施に配慮した形で計上されているか

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月23日（火）まで

5 発注者への報告書類

(1) 事業計画書

受注者は、契約締結後、速やかに事業計画書として本委託業務の実施体制及びスケ

ジュールを作成し、発注者の承認を得ること。また、業務の実施に当たっては、発注者と協議の上で行うこと。

(2) 事業報告書

本委託業務が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- ・業務完了報告書
- ・事業報告書（業務の実施期間、概要、業務に要した事業費等を含むもの）の作成（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又は USB メモリ）1式）
- ・事業で作成したチラシ等の資料（紙媒体（A4版）5部、電子媒体（CD-ROM 又は USB メモリ）1式）

6 関係書類等の整備

本業務実施に関する以下の関係帳簿類を整備し、業務を終了した日の属する発注者の会計年度の翌年度から5年間保管すること。

- ・総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類の整備
- ・事業の実績に係る記録の整備

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の順守

受注者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することは可とする。

(3) 個人情報保護

受注者あるいは受注者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成17年埼玉県規則第73号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受注者あるいは受注者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 立入検査等

発注者は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受注者に対して報告をさせ、または事務所等に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。委託業務終了後も同様とし、これにより発生する受注者の経費は受注者の負担とする。

8 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。